

事業所の皆様へ



## 消防団活動へのご理解・ご協力をお願いします

松本市消防団  
松本市危機管理部消防防災課

消防団は、「地域防災の要」として、消火、救助、捜索、災害対応等の緊急時の活動をはじめ、防火の呼びかけ、地域の巡視など、地域の安全安心を守るためにさまざまな活動を行っています。



- ❖ 松本市消防団の団員は約 2,000 人で、10 年前に比べて 1 割減少しています。
- ❖ 団員の 8 割以上が被雇用者（いわゆるサラリーマン団員）です。

消防団を維持し、活動を活性化していくためには、

**事業所の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。**

「松本市消防団協力事業所表示制度」は、

消防団の活動に協力している事業所に対して松本市が表示証を交付し、その事業所が重要な社会貢献を果たしていることを広く知らせる制度です。

交付を受けた事業所は、表示証を事務所で掲示したり、自社ホームページに掲載したりするなど、事業所のイメージアップに活用することができます。

表示証の有効期間は原則2年間で、更新が可能です。

認定基準や申請書類については、裏面をご覧ください。

**〈長野県、松本市では消防団協力事業所に対して、優遇措置を行っています。〉**

[長野県]・建設工事、物品購入等の入札参加資格登録や総合評価落札方式における優遇

- ・中小企業振興資金における貸付利息の優遇
- ・協力事業所応援減税制度

\*長野県の優遇制度の詳細については、長野県ホームページ「消防団協力事業所への優遇制度」をご確認ください。

[松本市]・建設工事の総合評価落札方式における優遇

【お問い合わせ】 松本市危機管理部消防防災課

TEL 0263-33-1191 FAX 0263-33-1011

メール shobo@city.matsumoto.lg.jp

# 松本市消防団協力事業所表示制度の概要

R1.10.1

## 〔認定基準〕

**基本要件** 松本市消防団の団員である正社員が1名以上いること

**1号** 正社員である消防団員が、従業員の3%または3名以上いること

\* 2人目以降は他自治体の消防団員も対象とします。

**2号** 災害時に資機材を無償で消防団へ提供すること

## 〔提出書類〕

- ① 松本市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)
- ② 会社案内・パンフレット等
- ③ 当該の消防団員である従業員が正社員であることが分かる書類
- ④ 消防団活動を行うことが処遇面で不利益にならないことが具体的にわかる書類  
(就業規則等明文化されたもの、またはそれに代わるもの)
- ⑤ 前回表示証写(再申請の場合)
- ⑥ その他審査に必要な資料

## 〔有効期間〕

表示証の有効期間は2年間ですが、初回申請については、認定後1年を経過した後の最初の9月30日までとします。それ以降は2年ごとの10月1日の更新になります。

## 〔問合せ・提出先〕

松本市危機管理部消防防災課

TEL 0263-33-1191

FAX 0263-33-1011

メール shobo@city.matsumoto.lg.jp

